

事務連絡
令和3年2月3日

別記 関係団体 御中

厚生労働省
保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室

特定保健指導の実施方法の見直しに係る運用の取扱いについて

平素より医療保険制度の円滑な実施にあたり、格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

特定保健指導の実施方法に関しては、令和3年2月1日付け健発0201第11号・保発0201第6号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について」において、ビデオ通話が可能な情報通信機器を活用した初回面接におけるグループ支援の実施を可能とするとともに、情報通信機器を活用した継続支援について、対面で行う場合と同じポイントを算定することとされたところです。

特定保健指導の実施方法の見直しに係る運用の取扱いについては、下記に示すとおりとし、本日から適用することとしましたので、御了知いただくとともに、貴管下関係団体又は市町村への周知を図られるようお願いいたします。

記

保険者が社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に、特定保健指導の実施状況の結果を報告する際に用いる特定保健指導情報ファイルの様式については、「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和2年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」（令和2年3月31日付け保発0331第4号厚生労働省保険局長通知）や、「特定保健指導の電子的なデータ標準様式特定保健指導情報ファイル（支払基金への実績報告用）仕様説明書 Version 3.1」等において、お示ししているところですが、ビデオ通話が可能な情報通信機器を活用した初回面接におけるグループ支援や、情報通信機器を活用した継続支援を実施した場合の報告方法は1.（1）及び2.（1）で示すとおりとします。

当該事項は、レセプト情報・特定健診等情報データベースに格納される項目となりますので、お示した方法のとおり、入力いただきますようお願いいたします。

また、健診・保健指導機関等が医療保険者に特定保健指導に関する記録を提出する際の特定保健指導情報ファイルの様式については、「令和2年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」（令和2年3月31日付け健発0331第7号、保発0331第2号、厚生労働省健康局長、保険局長連名通知）や、「特定保健指導の電子的なデータ標準様式特定保健指

導情報ファイル仕様説明書 Version 3.1」等において、お示ししているところですが、ビデオ通話が可能な情報通信機器を活用した初回面接におけるグループ支援や、情報通信機器を活用した継続支援を実施した場合の報告方法は1.(2)及び2.(2)で示すとおりとします。

当該事項は、保険者から特定保健指導の実施の委託を受けた健診・保健指導実施機関等が委託元の保険者に報告する事項等を示したものになりますので、保険者との契約内容を御確認の上、参考としていただきますようお願いいたします。

1. ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いて初回面接を実施した場合の取扱い

(1) 保険者が支払基金に報告する特定保健指導情報ファイルにおける留意事項

番号	項目コード	項目名	データタイプ	備考
1302	1022000012	初回面接による支援の支援形態	コード	1:個別支援、2:グループ支援、5:遠隔面接

ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いて、初回面接（個別支援及びグループ支援）を実施した場合

「初回面接による支援の支援形態」の項目は、コード5:「遠隔面接」を選択する。

※ 初回面接を分割実施し、ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いて、初回面接の2回目を実施した場合も、コード5:「遠隔面接」を選択する。

(2) 健診・保健指導機関等が保険者に提出する特定保健指導情報ファイルにおける留意事項

番号	項目コード	項目名	データタイプ	備考
1302	1022000012	初回面接による支援の支援形態	コード	1:個別支援、2:グループ支援、5:遠隔面接
1305	1022000090	初回面接情報	漢字	

① ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いて、初回面接（個別支援）を実施した場合

「初回面接による支援の支援形態」は、実績報告時の必須項目となるので、コード5:「遠隔面接」を選択すること。

また、「初回面接情報」は、情報を入手した場合の入力条件となるので、委託元の保険者との契約内容を確認の上、遠隔面接の形態について、個別支援、グループ支援の区別を入力する場合には「個別」と漢字を入力する等、工夫を図られたい。

② ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いて、初回面接（グループ支援）を実施した場合

「初回面接による支援の支援形態」は、実績報告時の必須項目となるので、

コード5:「遠隔面接」を選択すること。

また、「初回面接情報」は、情報を入力した場合の入力条件となるので、委託元の保険者との契約内容を確認の上、遠隔面接の形態について、個別支援、グループ支援の区別を入力する場合には「集団」と漢字を入力する等、工夫を図られたい。

2. ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いて、継続支援を実施した場合の取扱い

(1) 保険者が支払基金に報告する特定保健指導情報ファイルにおける留意事項

番号	項目コード	項目名	データタイプ
1702	1041101117	計画上の継続的な支援の実施回数（個別支援 A）	数字
1703	1041101113	計画上の継続的な支援の合計実施時間（個別支援 A）	数字
1732	1042101117	実施上の継続的な支援の実施回数（個別支援 A）	数字
1733	1042101113	実施上の継続的な支援の合計実施時間（個別支援 A）	数字

① ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いて、継続支援（個別支援）を実施した場合

- ・ 対面で行う個別支援と同じポイントを算定することから、「計画上の継続的な支援の実施回数（個別支援 A）」、「計画上の継続的な支援の合計実施時間（個別支援 A）」の項目に数字を入力し、個別支援 B についても同様とする。
- ・ 対面で行う個別支援と同じポイントを算定することから、「実施上の継続的な支援の実施回数（個別支援 A）」、「実施上の継続的な支援の合計実施時間（個別支援 A）」の項目に数字を入力し、個別支援 B についても同様とする。

番号	項目コード	項目名	データタイプ
1706	1041302117	計画上の継続的な支援の実施回数（グループ支援）	数字
1707	1041302113	計画上の継続的な支援の合計実施時間（グループ支援）	数字
1736	1042302117	実施上の継続的な支援の実施回数（グループ支援）	数字
1737	1042302113	実施上の継続的な支援の合計実施時間（グループ支援）	数字

② ビデオ通話が可能な情報通機器を用いて、継続支援（グループ支援）を実施した場合

- ・ 対面で行うグループ支援と同じポイントを算定することから、「計画上の継続的な支援の実施回数（グループ支援）」、「計画上の継続的な支援の合計実施時間（グループ支援）」の項目に数字を入力する。
- ・ 対面で行うグループ支援と同じポイントを算定することから、「実施上の継続的な支援の実施回数（グループ支援）」、「実施上の継続的な支援の合計実施時間（グループ支援）」の項目に数字を入力する。

(2) 健診・保健指導機関等が保険者に提出する特定保健指導情報ファイルにおける
留意事項

番号	項目コード	項目名	データタイプ	備考
1412	1032100012	支援 A①の支援形態	コード	1:個別支援 A、3:グループ支援、 4:電話 A、6:電子メール支援 A
1416	1032100090	支援 A①情報	漢字	

番号	項目コード	項目名	データタイプ	備考
1452	1032200012	支援 B①の支援形態	コード	2:個別支援 B、5:電話 B、7:電 子メール支援 B
1456	1032200090	支援 B①情報	漢字	

① ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いて、継続支援（個別支援）を実施した場合

- ・ 「支援 A①の支援形態」は、コード 1:「個別支援 A」を選択し、「支援 A①情報」は、委託元の保険者との契約内容を確認の上、対面を実施した個別支援か、情報通信機器を用いて実施した個別支援かどうかを区別する際には「遠隔」と漢字入力する等、工夫を図られたい。支援 A②～④についても同様とする。
- ・ 「支援 B①の支援形態」は、コード 2:「個別支援 B」を選択し、「支援 B①情報」は、委託元の保険者との契約内容を確認の上、対面を実施した個別支援か、情報通信機器を用いて実施した個別支援かどうかを区別する際には「遠隔」と漢字入力する等、工夫を図られたい。支援 B②～④についても同様とする。

② ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いて、継続支援（グループ支援）を実施した場合

「支援 A①の支援形態」は、コード 3:「グループ支援」を選択し、「支援 A①情報」は、委託元の保険者との契約内容の上、対面で行うグループ支援か、遠隔で行うグループ支援かどうかを区別する際には「遠隔」と漢字入力する等、工夫を図られたい。支援 A②～④についても同様とする。